

定款変更 (案)

	箇所	現行	変更案
第5章 役員の設置	第24条	本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 13 名以上 25 名以内 (2) 監事 3 名以内 <以下省略>	本会に、次の役員を置く。 (3) 理事 13 名以上 25 名以内 (4) 監事 4 名以内 <以下省略>

事由：

- (1) 改正公益法人法が 2025 年 4 月に施行され、外部理事・外部監事の設置の義務化に伴い、これまで定款に定めた監事数 3 名に加え、外部監事枠を 1 名追加し、4 名を上限とすることとする。
- (2) 定款第 48 条の定めにより、定款の変更は社員総会の決議を必要とするため。

以上